

厚岸町条例第29号

厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 使用料

区分		料金	摘要
選 定 療 養	特 別	(1) 特別室 A	1日につき 5,500円
	病室料	(2) 特別室 B	1日につき 2,750円
	特別長期入院料	選定療養及び特定療養に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号。以下「告示第88号」という。）第3号に規定する通算対象入院料に相当する点数に100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額	告示第88号第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院料（告示第88号第4号に規定する者に係るものを除く。）

診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた選定療養（平成18年厚生労働省告示第120号に規定する診療）	健康保険法の規定による診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額
---	---

## 2 手数料

区分	料金	摘要
一般診断書料	1通 2,200円	普通診断書、健康診断書、死亡診断書、入学又は就学診断書、出生証明書、死産証明書、妊娠証明書、意見書等
特別診断書料	1通 5,500円	裁判用診断書、生命保険用診断書
死体検案料	1件 13,200円	文書料を含む。
証明書料（医師の証明が不要なもの）	1通 1,100円	通院証明書、その他証明書
自動車損害賠償責任保険診断書料	1通 5,500円	
自動車損害賠償責任保険明細書料	1通 3,300円	

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。